

平成30年度 第13回高田区地域協議会 次 第

日時：平成31年3月18日（月）

午後6時30分～

会場：高田公園オーレンプラザ 会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 議題

(1) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて

(2) 自主的審議事項に係る提案について

(3) 自主的審議事項 雁木の保存を考えたまちづくりについて

(4) 自主的審議事項 買い物弱者の発生・増加と中心市街地の衰退について

4 事務連絡

5 閉会

■今後の予定

4月15日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）

5月20日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

[上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31年4月1日（月）から

4月19日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

(1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。

- ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
- ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
- ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
- ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(2)平成31年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

（参考）高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治体の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論して中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) × 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めると行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

(2) 継続事業について

提案団体の自立を促すため、前年度の採択事業と比較して継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から一定の割合が減額されます。提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業となります。

《ここがポイント！3》

- (1) 平成31年度の提案事業が、平成30年度の採択事業と比較して、継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から補助金希望額の5%が減額されます。
- (2) 提案書提出の際は、補助金希望額を減額する必要はありません。
- (3) 「継続事業に関する調査票」を記入し、提案書に添えて提出してください。

(3) 審査基準

提案事業は、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

（ア）継続事業審査 …提案事業が「前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。

※継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。

（イ）基本審査 …提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。

※基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。

（ウ）審査項目に基づく審査 …下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！4》

- 地域協議会の審査は応募書類による審査を基本とします。
- 高田区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。
- 応募書類の疑問点等について、必要に応じて応募者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて応募者に連絡させていただきます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、継続事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

高田区へ応募する場合は、事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書（事業結果概要書）には、補助対象経費の領収書写しを添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

《ここがポイント！5》

- 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご注意ください。
- 応募に必要な様式及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成 31 年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
なお、高田区における助成金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

《高田区の予算 1,240万円》

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

《ここがポイント！6》

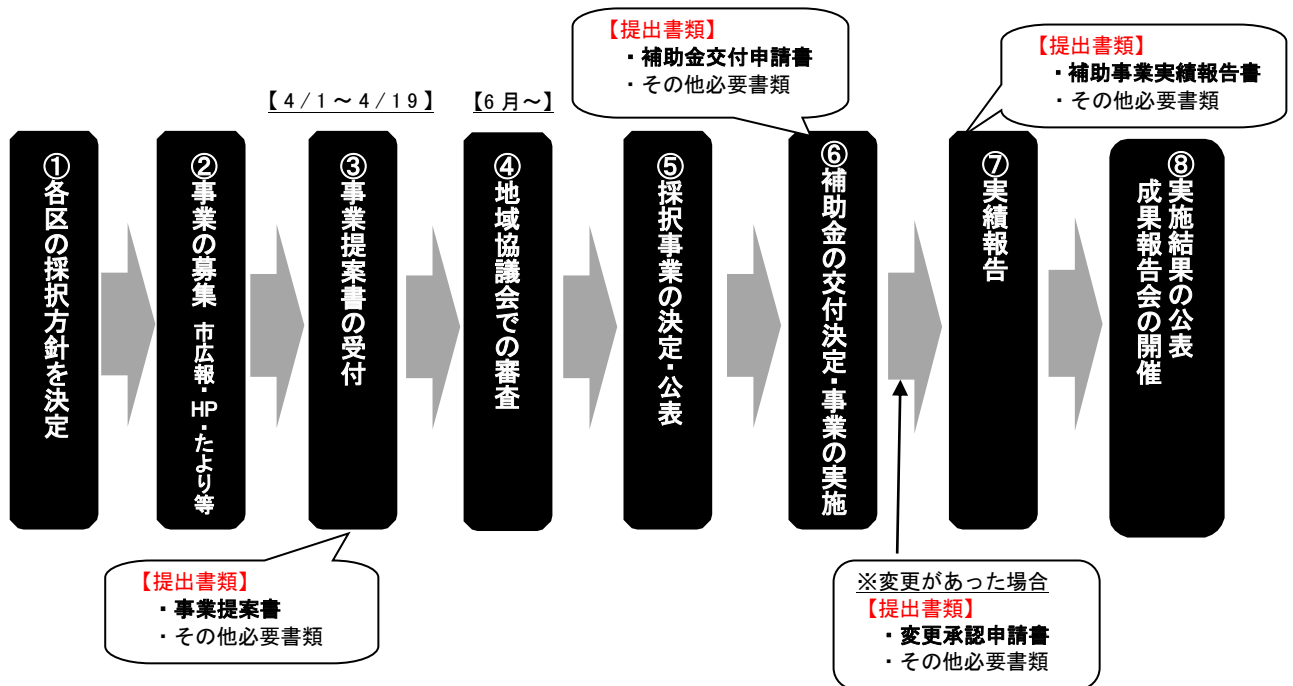
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

高田区の担当事務所
南部まちづくりセンター
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)
TEL 025-522-8831
—事業全体の問合せ先—
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
TEL 025-526-5111 (内線 1429)



平成 31 年度 地域活動支援事業 **高田区**
 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ①審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。
 ※基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。
 ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」、「継続事業に関する調査票」とともに委員に送付する。
- ②委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。
- ③事務局は委員の疑問点等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものを取りまとめ、提案者に質問事項を送付する。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「継続事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。

【参考】高田区の採点方法

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①事務局は、継続事業の審査結果を集計し、委員の過半数が「該当する」と判断した事業を、「継続事業」として取り扱う。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合する」と判断された事業のみ得点を集計する。
- ②各提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の合計点により算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。
 ※“点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業
5	×	△	×
6	×	×	△ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
7	×	×	

- ③特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ④提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。

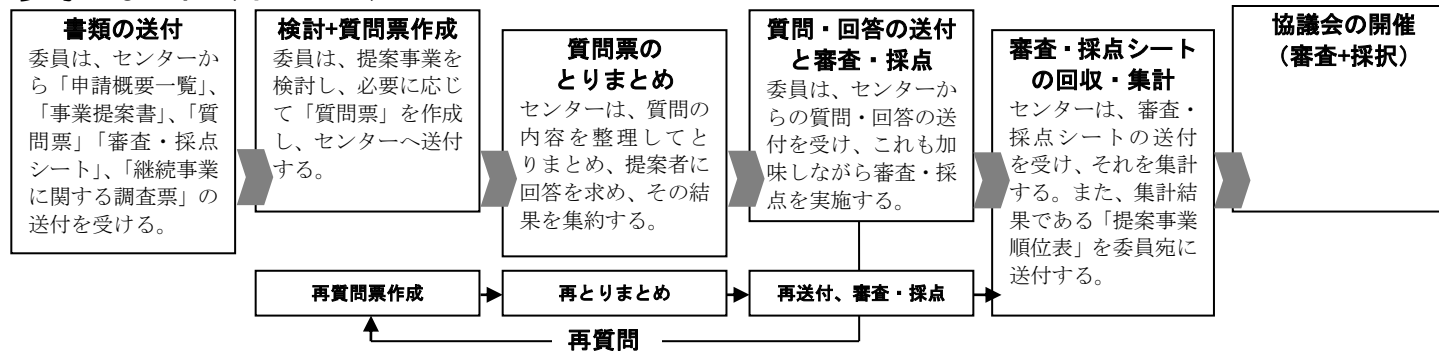
(2) 補助額の検討

- ①補助希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する旨を謳う。）

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 継続事業審査

・前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
--------------------------	---

3 基本審査 ※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)
---	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。(複数可)

- 地域の課題解決につながらない
- 地域の活力向上につながらない
- 自発的・主体的な地域活動ではない

※左記の「適合しない」と考える具体的な理由 (簡潔に記載)

4 採点内容

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○/非該当×
-----------------	----------

(2) 共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※ 良い 普通 悪い	配点	採点欄
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	_____ _____ _____ _____	5	
② 必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	_____ _____ _____ _____ _____	5	
③ 実現性	・目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	_____ _____ _____	5	
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	_____ _____	5	
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	_____ _____ _____	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

継続事業に関する調査票

1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2. 前年度（平成30年度）の採択事業との比較について

今年度の提案事業と前年度（平成30年度）の採択事業を比較し記入してください。

A：前年度（平成30年度）の採択事業と同一事業のため、「継続事業」である。

B：前年度（平成30年度）の採択事業と事業内容が全て異なるため、「新規事業」である。

C：初めて提案した事業（前年度に不採択となった事業も含む）のため、「新規事業」である。
※いずれかに○をつけてください。

※上記で「B」を選んだ場合、今年度の提案事業と前年度の採択事業との相違点をお書きください。

3. 事業の将来見通しについて

事業の最終目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

※上記「2」で「A」または「B」を選んだ場合にお書きください。

※スペースが足りない場合は、裏面に記載してください。

(記載内容 :

)

高田区 地域活動支援事業審査採択日程(案)

参考資料

平成30年度 → 平成31年度

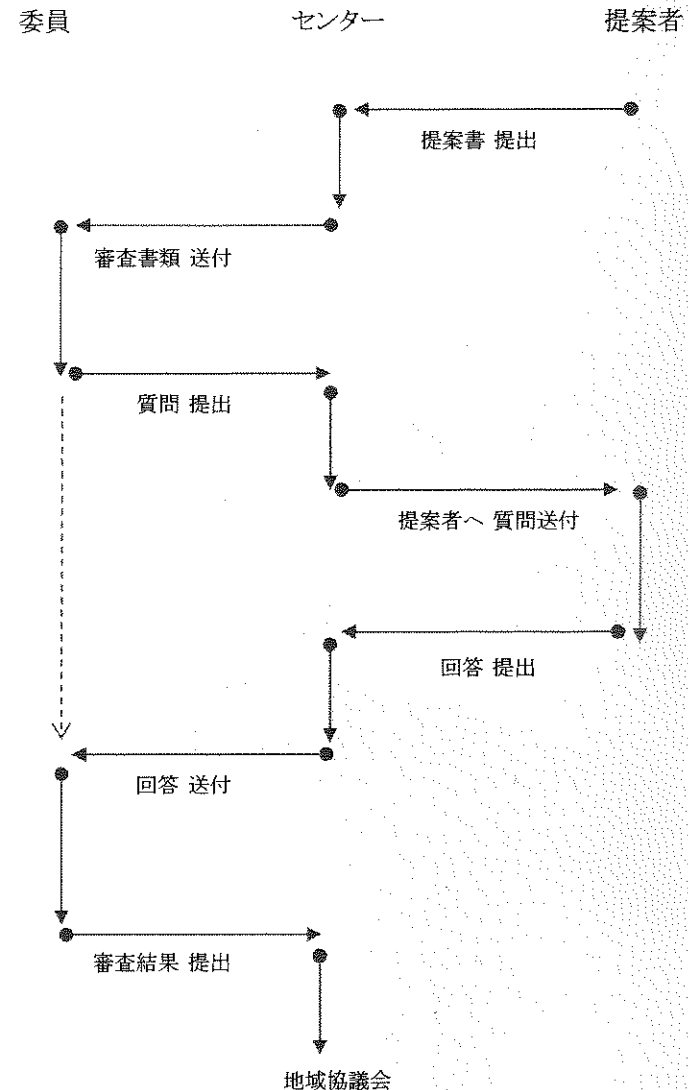
A事業の提案 4/1~4/27 (27日間) → 4/1~4/19 (19日間) 【△8日】

B委員による審査①
(書類受領から
質問締切まで) 5/12~5/21 (10日間) → 5/9~5/15 (7日間) 【△3日】

C提案者による回答作成 5/23~5/30 (8日間) → 5/17~5/23 (7日間) 【△1日】

D委員による審査②
(提案者回答受領から
審査採点シート締切まで) 6/1~6/11 (11日間) → 5/25~5/31 (7日間) 【△4日】

E地域協議会(審査採択) 6/18 → 6/10 【△8日】





資料No. 5

平成31年3月1日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会
会長 西山 要耕 様

上越市自治・市民環境部
南部まちづくりセンター

下記事項について、区内の住民から要望がありましたので、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づく事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	高田公園を「高田城址公園」へ名称変更することについて
内容	<p>【団体名】「高田城址公園」を要望する会</p> <p>【団体のこれまでの経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、高田城「家中一円」17町内で立ち上げ ・住民への広報活動の実施 ・12月12日、高田城の歴史を知るための講演会を開催 ・2月5日、市長に直接要望書を提出 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで多くの方が長年「高田城址公園」への名称変更を市へ要望してきた。 ・平成27年12月には高田開府400年祭実行委員会承認のもと会長の植木宏氏を代表に3,800人の署名を添えて市長に提出した。その後も幾多の団体、市議会議員が市長に要望してきた。 ・市長（行政）の対応は、市民の名称変更への機運の高まりの確認が必要との理由で、目に見えた動きがなかった。 ・2月5日の要望後も、市長（行政）の対応は今のところ以前と変化がないようである。 ・是非とも高田区地域協議会でこの案件を審議していただくとともに、市長に提案し、市政運営の中で早期実現が図られることを望む。 <p>【名称変更の趣旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 城跡を前提とした公園であり、現存している城址の規模は皇居に次ぐものである。 2. 城址公園の名称を介して広く地域の歴史を後世に伝えられる。 3. 新幹線上越妙高駅から多くの人を呼び寄せられる。2020年の外国人来日客は4,000万人とも予想されている。 4. 文化財を守ろうとする市民意識が高まる。 5. 壮大な堀や土塁と城の関係がより深く理解できる。 6. お城ブームで、多くの集客・交流人口が見込まれる。 7. 城下町としての知名度を高め、更なる経済効果が期待できる。 8. 郷土上越の再発見に役立ち、ふるさと高田の愛着心が高められる。



南部まちづくりセンター

平成31年3月1日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会
会長 西山 要耕 様

「高田城址公園」を要望する会
世話人代表 阿部 利夫

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき事項として、審議いただくよう提案します。

記

審議する事項	高田公園を「高田城址公園」へ名称変更すること
内 容	<p>提案理由</p> <p>これまで多くの方が長年「高田城址公園」への名称変更を市へ要望してきました。平成27年12月には高田開府400年祭実行委員会承認のもと会長の植木宏氏を代表に3,800人の署名を添えて市長に提出しました。その後も幾多の団体、市議会議員が市長に要望してきましたが、その度に市長（行政）の対応は市民の名称変更への機運の高まりの確認が必要との理由で目に見えた動きがありませんでした。私達の会は、そのような膠着した状況を変えるべく昨年高田城「家中一円」17ヶ町で会を立ち上げ、住民への広報活動や、高田城の歴史を知るための講演会の開催、そして今年の2月5日には市長に面談を求め、名称変更の「要望書」を手渡しました。しかしながらその後の市長（行政）の対応は今のところ以前と変化がないように思えます。</p> <p>是非とも高田区地域協議会として、急ぎこの案件を審議して頂き「意見書」として市長に提出し、市政運営の中で早期の実現を計れるよう望みます。</p> <p>名称変更の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none">1. 城跡を前提とした公園です。現存している城址の規模は皇居に次ぐものであること。2. 城址公園の名称を介して広く地域の歴史を後世に伝えられます。3. 通過地点として見られている新幹線上越妙高駅から多くの人を呼び寄せられます。2020年の外国人来日客は4000万人とも予想されています。4. 文化財を守ろうとする市民意識が高まります。5. 壮大な堀や土塁と城の関係がより深く理解できます。6. お城ブームで、多くの集客・交流人口が見込まれます。7. 城下町としての知名度を高め、更なる経済効果が期待できます。8. 郷土上越の再発見に役立ち、ふるさとへの愛着心を高めます。

「高田城址公園」の名称変更に係る資料 (H31. 2. 20 世話人会)

(1) 今までの取組み状況

- ① 平成 25 年～29 年の間、市議会において 3 回質問あり。(T 市議)
☆村山市長 (答弁) ⇒ (2) ① ②参考
- ② 高田開府 400 年祭実行委員会において、「高田城址公園」への名称変更について了解の上、平成 27 年 12 月 28 日植木 宏会長が市長に 3,800 名の署名を添えて変更要望をする。・・・行政の動きなし。
- ③ 平成 30 年 9 月 10 日上越商工会議所・会頭外 2 名が市長へ「高田城址公園への名称変更」を要望する。
- ④ 平成 30 年 12 月 12 日「講演会：76 名聴講」・・・講師：植木 宏先生
☆演題：「高田城の歴史&なぜ高田城址公園なのか」
- ⑤ 平成 30 年 12 月市議会において質問あり。(M 市議)
☆村山市長 (答弁) ⇒
 - ①市民団体から 3,800 名の署名があった。・・・初めて公表
 - ②市は機運の高まりを見ながら検討すべきと考え、高まりを確かめる方法を検討する。
- ⑥ 平成 31 年 2 月 5 日城下・家中一円の 17 町内会長で「要望書」を手渡す。
☆マスコミで初めて「高田城址公園」の動きを知る記事に！

(2) H31. 2. 5 要望に係る村山市長・答弁要旨

- イ. 昭和 25 年総合公園として都市計画決定され、長年地域の皆さんに親しまれてきた公園です。・・・70 年近くが経過している。
- ロ. 市民のお考えや機運の高まりが必要。
- ハ. ある自治体において「岩手公園」に変更した後に市民からの反対で、その名称が「盛岡城跡公園 (愛称)」で呼ばれることに。・・・プロセス (手順) が大事！
☆行政の悩み・・・行政決定では「覆される可能性がある。」
- その背景・・・「高田城の歴史」を知らない。興味がない。お金がかかる等。

(3) 植木 先生 (高田開府 400 年祭実行委員会会長) の思い

高田城の新築工事は、幕府指命による十三大名の天下普請で慶長 19 年 3 月 15 日に始まり 7 月 5 日の完成で、4 ヶ月弱の突貫工事であった。・・・特別な築城であった。

今年は開府 400 年に当たります。この節目の年に、かつて家康が全国制覇による戦の無い時代を造るために、最後の布石として、強い意志と心で望んだ高田城の歴史を後世に伝えるために、また全国に発信するためにも、高田公園の名称を「高田城址公園」に変更していただきたいと思います。(H27. 12. 27 「要望書」より)

☆17 町内会の皆さん方、高田地区の皆さん方の思い、マスコミ記事等を分析をした上で、世話人会において検討し「要望活動」を続けていきます。

上越市長

村山 秀幸 様

「高田城址公園」への名称変更について

(要 望 書)

「高田城址公園」を要望する会

平成31年2月5日

「高田城址公園」への名称変更について

(要 望 書)

貴殿におかれましては、都市整備、観光振興等に日夜献身的なご努力をされていることに敬意を表します。

平成 27 年 12 月 27 日高田開府 400 年祭実行委員会 植木 宏 会長ほか 2 名の役員の方々が、400 年祭の報告の際「高田公園の名称変更について（署名のお願い）」の「要望文」と署名 3,800 名」を併せて村山市長に要望いたしました。

(以下、「高田開府 400 年祭実行委員会 植木 宏 会長」の高田公園の名称変更について（署名のお願い）」の「要望文」を一部引用する。)

高田城は 400 年を経た今も壮大な濠や土塁などの景観を保ち、近年は三重櫓・極楽橋も復元されました。春を彩る高田城 100 万人観桜会、夏を楽しむ広大な外濠の蓮畑も、城跡があってこそ生きるイベントであり、県内外からたくさんの観光客が訪れます。

「高田城 100 万人観桜会」の会場が【高田公園】とポスターに記載されていますが、観桜会に来園される方々は徳川家康の六男・松平忠輝公が築城した「高田城」の跡地であるとは知らない方が多いことでしょう。「高田城址公園」に変更することによって、県内外から来園する方は、高田城はどんな城だったの？松平忠輝公とはどんな人など、歴史に興味がある方なら多くの質問が飛びかうことでしょう。

しかしながら、高田公園は市民の公園と親しまれてきた反面、その礎となった「高田城」「城下町・高田」等の歴史を知る機会も少なく、唯一歴史のサークル等で学ぶことができる程度です。

高田公園の地こそ、上越市の礎となった場所であり、お城あつての公園になったわけです。60 万石の松平忠輝公の居城「高田城」の歴史を後世に伝えるため、全国に発信するため、また「城下町・高田」を元気にするためにも高田公園の名称を「高田城址公園」に変更をしていただきたく、高田城を取り巻く、城下家中一円（大手町、東城町、西城町、南城町、北城町）及び本城町の 17 町内会を代表してここに強く要望します。

上越市長

村山 秀幸 様

高田公園の名称を「高田城址公園」に変更を

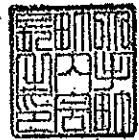
していただきたく要望いたします。

上越市

大手町

町内会長

宮崎 聰



本城町

町内会長

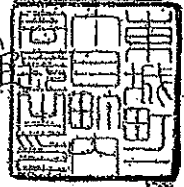
中島 優



東城町1丁目

町内会長

村上 芳雄



東城町2丁目

町内会長

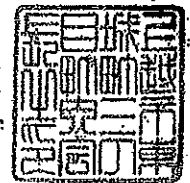
細山 正樹



東城町3丁目

町内会長

塚口 基



西城町 1丁目

町内会長

野口捷



西城町 2丁目

町内会長

中村精



西城町 3丁目

町内会長

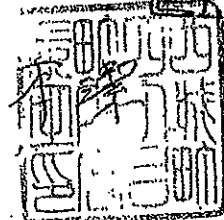
松矢英



西城町 4丁目

町内会長

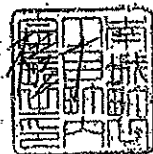
山



南城町 1丁目

町内会長

田近英



南城町 2丁目

町内会長

増田紀



南城町 3丁目

町内会長

佐藤康博



南城町 4丁目

町内会長

阿部利大



北城町 1 丁目

町内会長

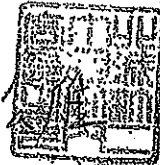
高野 誠



北城町 2 丁目

町内会長

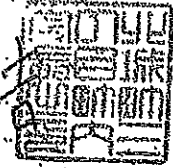
滝見



北城町 3 丁目

町内会長

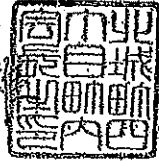
柴田 常



北城町 4 丁目

町内会長

金津 光雄



以上

「高田区買い物弱者等に係る福祉関係者等との意見交換会」まとめ

資料No.6

(平成31年1月16日実施)

＜福祉関係者＞

第1地区協議会（高田南部地区担当） 田原民生委員

＜発言要旨＞

- ・買い物に便利か不便かが弱者ではない。自分の足で自分の意志で買い物ができない人が弱者。
- ・住むところで考え方がちがう。中心部は300～400メートルでも弱者と言ひ、郊外では1～2キロ離れても、中山間地では4～5キロ離れても昔からそうだから弱者ではないと言う。
- ・高田の商店は、商店も多く、規模も大きいのになぜ人が来ないかに着目すべき。消費者の意向に沿っていないのでは。

第2地区協議会（高田中部地区担当） 佐藤民生委員

＜発言要旨＞

- ・担当区では、スーパー、デパート、コンビニが激減し、コンビニや小さい商店が数件あるのみ。本町に専門店はあるが、食料品や日用品をひとまとめに買えない。
- ・郊外型が主流で中心部が衰退、宅配の普及も関係するか。
- ・高齢者、要援護世帯は弱者である。市からの外出支援のためのタクシー券を買い物に使ったりしている。

第3地区協議会（高田北部地区担当） 小林民生委員

＜発言要旨＞

- ・私の町内は、75歳以上が約100人、見守り世帯が約25。免許証の返納もあり、ここ5～6年で、買い物不便者が増えている。
- ・近隣に子どもや親戚がいれば買い物に連れて行ってもらえる。あとはヘルパーをお願いする、食材の宅配などを利用。
- ・商店の移動販売に補助金を出す、ボランティアやNPO法人で買い物や病院へ低価格で連れて行くなど、効率よくお金がかからない方法がよい。

㈱くびき野ライフスタイル研究所（サンクス高田） 関澤居宅介護支援事業所管理者

＜発言要旨＞

- ・高齢者の居住施設のケアマネージャーをしている。
- ・近隣に、援助者がいない人は、弱者。
- ・介護保険認定者は、ヘルパーの買い物支援代行で、週1～2回買い物をする。生協や個人配達業者の利用。月1回の買い物ツアーを実施。
- ・自分の目で品物を見て買いたいという意向が強く、買い物代行では物足りなさを感じている。元気な人は本町商店街に出かけ、買い物などを楽しんでいる。
- ・デイサービスの帰りに月1～2回スーパーによるという施設もあるようだ。

㈱リボン ケアマネージャー

＜発言要旨＞

- ・在宅の人のケアマネージャーをしている。
- ・歩行が困難になった、認知症、免許証の返納などにより、介護保険を申請し、つながる。
- ・買い物が必要な方、運転できない方、近くに店が無い方、タクシーも高額になる方に家事支援の中の買い物代行という週1～2回のプランを作っている。
- ・うちの事業所では、介護保険認定前の虚弱高齢者に家事代行サービスをシルバーボランティアという扱いで事業を展開しているが、なかなか周知できていない。
- ・就労継続支援A型事業所「雁木通り DAICO・つばさ」の買い物代行サービスが本町で始まった。

＜店舗経営等関係者＞

本町三丁目商店街振興組合 大嶋理事長

＜発言要旨＞

- ・デパート、スーパーがなくなったため、本町の振興組合で補助金を受けスーパー開き、イレブンプラザの向かいで始めた。平成22年4月から25年3月まで営業した。
- ・県からの補助金を2年間受け、仕入れは専門業者から供給してもらった。利幅が薄く営業を続けるのは難しかった。その後業者が撤退し、品物の供給がうまくいかず、売上がダウンした。最後は市からも補助を受けなんとか営業した。
- ・多い時には月延5,500人来ていたが、一人の買い物単価が低かった。

寺町二丁目町内会 寺島相談役

＜発言要旨＞

- ・町内会長の時に、歩いて行けるところに店を、という要望があり、直江津の商店に頼み裏寺町に「寺町マルシェ」を開いた。平成23年4月～25年7月まで。
- ・最初はよかったが、車のある人は郊外のスーパーへ行き、客は高齢者が中心になり一人の買い物単価は低くなった。しかも毎日買わない。出店者の本店の経営が苦しくなり閉店した。
- ・その後、八百屋、魚屋、総菜屋に声を掛け、町内会館の前で月曜日の午前に出張販売してもらった。自分の体で自分の手でお金を払って買い物することが活力になると喜ばれた。買い物に来ると会話が生まれる。
- ・買い物弱者はいると思うが、ミニスーパーの経営は難しいので、新たには作れない。

裏面あり

<主な質疑応答・意見>

1：買い物代行では、どんな品物を望むのか。

食料品と生活必需品。タクシー代は実費だが、ヘルパーと一緒に乗って買い物に行くプランもある。 【小森】

2：タクシーの割引はあるのか、タクシー券とか。

一部の高齢者や障害者にはタクシー券がある。その他の方は、余裕があればタクシーを使う。 【小森】

3：ヘルパーにはなかなか好きなことが言えないので、家族や近所の方が一番よいか。

近所に頼むか、車に乗せてもらう人もいる。山間部では、ボランティア料金で近所に助けてもらう人もいる。 【小森】

4：民生委員とケアマネの対象者は重複するのか。また、両方から支援を受けられない方はいるのか。

・重複する。包括支援センターに相談するとケアマネを紹介されたりする。民生委員は情報を得るのは早いですが、限度がある。
・私の町内も支援が必要な人は、子どもに頼むか一緒に買いに行く。ヘルパーや宅配のお弁当も。冬期間、施設や親戚の所に行く人もいる。
・町内で個人のスーパーがあるが、一回閉店にしたものを陳情して続けてもらっている。
・利用がなければ店はつぶれる。宅配のように電話一本で届くものは、必要になると思う。 【田原】

5：宅配弁当や生協の増加、近親者への買い物依頼など手段はあるが、買い物に行けない人はこれから増えるか。苦労話があれば教えてほしい。

宅配は便利だが、認知症が心配されるような方は、簡単に頼める分高額になってしまう。また、何か月も滞納したりする。よいシステムではあるが。 【小森】

6：買い物単価が非常に低いが来客は多いというが、買い物に行ってもそこで話し合い元気になるといふことがあると思う。大町の朝市を他の町内でもできないか。

・二七の朝市を本町でできないかと持ち掛けたら断られた。本町のアーケードは県道なので定期的に何かをすとなると許可がいる。
・本町の衰退について、なぜ買い物してもらえないのか。コンパクトシティのまちづくりを進め、地元で買い物をしてもらわないと店を維持できない。ネット販売などが普及しているが、人と会って話をするのは大事なので。
・今交流人口を増やす取組により人は来るが、買い物はしない。地元に住んでもらいたい。
・つばさ代行もできたが、1回500円。買い物代行も難しい。 【大嶋】

7：・介護保険でカバーされない買い物弱者はいる。

- ・店に自分で行って、店の人や会う人と話をし、自分で選び、お金を払い、品物を受け取る、これが非常に重要。
- ・ミニスーパーなどを作ったが経営がうまくいかない。店のある所に行くというのが一つの手段。
- ・デイサービスの帰りにスーパーなどに寄る例もある。介護以外の方が利用できるスーパーを回る低価格の巡回バス利用者が見込めるのではないか。

・デイサービスの帰りにスーパーには寄れない。
・デイサービスは自宅から自宅が基本。デイサービスの時間の中で買い物に行くことはあるが。 【小森】

・新潟県ではないが、法の改正によりやっているところもある。
・おそらく事業所の努力。今後緩和されてくる。 【関澤】

・それも介護保険対象者だけ。そうでない人も両方利用できるようなサービスがあってもよい。 【小森】

・山間部では地域の茶の間というのがあり、だれでも利用できる。そこに集まる人の送迎を兼ねて低料金で実施している。妙高市にもあるようだ。
・高田に昔から住んでいる人は、大きなスーパーではなく、なじみの店で買い物や話したい人もいるため、巡回バスも有効かもしれない。 【関澤】

・週1回午前中だけ出張販売するようなものを地元と協力してできればよい。顔なじみになれば、少く歩いても行くようになる。商店も自分から出向くのもどうか。 【大嶋】

8：サンクスは、管内の施設を開放しているが、食堂などに外来者は来るか。

・施設利用者以外は少ない。
・移動販売も施設内だけの販売になっている。地元の人でも利用できればと思うが。 【関澤】

9：本町の駐車場は、なぜ無料開放しないのか。本町には歩いていくが、買っても持ち帰れないので、郊外で買ってしまふ。

・本町四、五丁目の駐車場は私有地。賃貸料が必要。
・無料開放するとお客以外が停める、店の従業員も。事故も起きるし、勝手な止め方もする。
・買い物しなくても無料駐車券は出している。
・弱者だけでなく遠方の方は困っているということで循環バスなどを考えたこともある。本町は、来る手段があれば来てくれるのか、元々買うものがないのか。その二つ。 【大嶋】